

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【公開番号】特開2018-14469(P2018-14469A)

【公開日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-003

【出願番号】特願2016-144764(P2016-144764)

【国際特許分類】

H 01 L 21/677 (2006.01)

B 65 G 49/07 (2006.01)

H 01 L 21/02 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/68 A

B 65 G 49/07 E

H 01 L 21/02 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月25日(2019.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

左右の各載置台62A、62Bは夫々4段配列されているが、この構成は一例に過ぎず、例えば7段の配列とし、左側の載置台62Aに、左側の前後に配置された処理ユニットUの各々に受け渡すために6枚の未処理ウエハWを搭載し、また右側の載置台62Bに、右側の前後に配置された処理ユニットUの各々に受け渡すために6枚の未処理ウエハWを搭載する運用であってもよい。

第2の実施形態のように、基板載置部3として左右に夫々複数段の載置台62A、62Bを設ける構成とすれば、第1の実施形態のように回転機構を用いなくとも、ロードロッカ室42内の基板搬送機構43が短いストロークでウエハWの受け渡しをできる利点がある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

X移動体73には、第2の実施形態で用いられた載置台62A(62B)と同じ構造の載置台74が例えば7段設けられている。この例においては、7段の載置台74のうち例えば最上段の載置台74については空きスペースとし、受け渡し機構12により2段目以降の載置台74に未処理ウエハWを合計6枚搭載する。そして支柱部22を手前側の処理ユニットUに対応する位置まで移動させると共に昇降基体71により基板載置部3を最上段の処理ユニットUに対応する位置まで上昇する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

そしてX移動体73を左側に寄ったところに位置させ、既に詳述したようにしてロードロック室42の基板搬送機構43により最上段の載置台74に処理済みウエハWを受け渡し、2段目の載置台74の未処理ウエハWを基板搬送機構43に受け渡す。次いで昇降基体71を載置台74の1段分上昇させると共にX移動体73を右側に寄ったところに位置させ、右側の最上段の処理ユニットU側から処理済みウエハWを2段目の載置台74に受け渡す。こうしてX移動体73を左右に順次移動させると共に昇降基体71の高さ位置を各処理ユニットUに対応する位置に設定することにより、基板載置部3と手前側の左右の処理ユニットUとの間で処理済みウエハWと未処理ウエハWとの受渡し(交換)が行われる。即ち、この例では、X移動体73が左側に寄った位置及び右側に寄った位置は、夫々第2の実施形態の載置台62A、62Bの位置に対応する。

この例においても基板搬送機構43のストロークが短くて済むが、X移動体73を構成する縦長の部材を左右の処理ユニットUの中間位置に固定する構成であってもよい。この構成であっても、基板搬送機構43のストロークが対応できる場合には、適用できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図9】

